

社会福祉法人博栄福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博栄福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の総額)

第3条 役員等の報酬の総額は、次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬等の総額は、定款に定める額とする。
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額は10,000,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 週平均3日以上業務にあたる理事長及び業務執行理事（以下「常勤役員」という。）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 常勤役員以外の役員等（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第15条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員等には、別表第4に定める報酬を支給する。ただし、別表第4に定める額は所得税等控除後の額とする。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表第5に定める旅費（交通費、日当、宿泊料）等を支給する。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員に対する報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第7条に準じた日とする。
 - (2) 常勤役員に対する賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 常勤役員に対する退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3箇月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した月毎に集計し、銀行振込により支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第11条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月17日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月14日より施行する。(第6条、第9条、別表第4)

別表第1 (第5条第1項第1号関係 常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
業務執行理事	月額 250,000円

別表第2 (第5条第1項第2号関係 常勤役員の賞与)

賞与支給月	賞与の額
6月期	報酬月額に百分の百五十を乗じて得た額
12月期	報酬月額に百分の二百を乗じて得た額

別表第3 (第5条第1項第3号関係 常勤役員の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数

※ 上記在任年数は1箇年単位とし、1年未満の端数は、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 6箇月未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 6箇月以上の端数については、これを1年に切り上げる。

別表第4（第6条関係 非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

職務の内容	報酬の額（日額）
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

職務の内容	報酬の額（日額）
理事会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

職務の内容	報酬の額（日額）
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員会委員

職務の内容	報酬の額（日額）
評議員選任・解任委員会等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表第5（第7条第1項関係 出張に係る旅費等）

交通費	日当（1日当り）	宿泊費（1夜につき）	その他経費
実費	3,000円	15,000円	実費

※ 神奈川県内及び東京都内への旅行の場合における日当は、規定にかかわらず、これを支給しない。